

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

各二次元コードから申請の要綱・要領等をご参照ください。

業務改善助成金（令和8年度の交付申請は9月1日から）

雇用環境・均等室

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

業務改善助成金
（厚生労働省HP）



活用例

事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント

賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

最寄りのハローワーク

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

キャリアアップ助成金
（厚生労働省HP）



活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）



活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

雇用環境・均等室

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円（※2）	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		



活用のポイント

労働時間削減等の取組

（賃上げ・割増賃金率）＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

働き方改革推進支援助成金申請パンフレット



（※1）建設業の場合

（※2）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

（※3）別途団体向けのコースあり。

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

人材開発支援助成金
(厚生労働省HP)



活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント

職業訓練 + 経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

人材確保等支援助成金のご案内
(厚生労働省HP)



活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度	50万円(40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円(20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

雇入れ支援コース

最寄りのハローワーク

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

職業対策課

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

職業対策課

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業所1年度あたり1,000万円まで))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html

2



(R8.4)

厚生労働省

秋田労働局

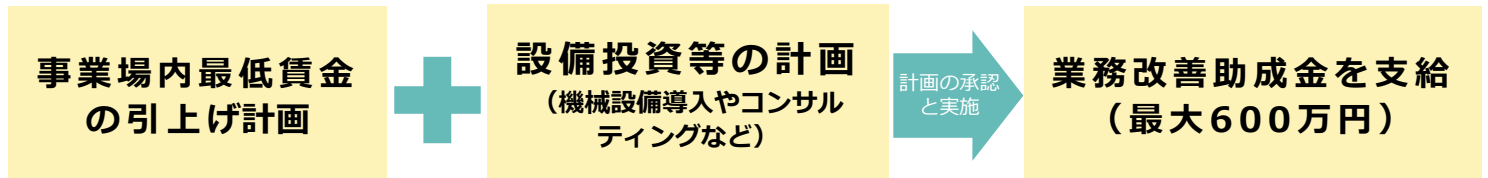
雇用・労働関係各種助成金申請等受付窓口一覧

助成金申請受付窓口		所在地	連絡先	助成金
秋田労働局職業安定部 職業対策課		秋田市山王3-1-7 東カンビル5階	018-883-0006(代)	・人材確保等支援助成金（テレワークコースを除く） ・人材開発支援助成金 （建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース） ・早期再就職支援等助成金 （中途採用拡大コース） ・産業雇用安定助成金 ※65歳超雇用推進助成金の申請は （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部 （018-872-1801）で受け付けております。
秋田労働局職業安定部 訓練課		秋田市山王3-1-7 東カンビル5階	018-883-0006(代)	・人材開発支援助成金 （人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、 人への投資促進コース、事業展開等リスク支援コース）
秋田労働局 雇用環境・均等室		秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-862-6684	・両立支援等助成金 ・業務改善助成金 ・人材確保等支援助成金（テレワークコース） ・働き方改革推進支援助成金
秋田労働局労働基準部 健康安全課		秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎3階	018-862-6683	・受動喫煙防止対策助成金
ハ ロ ウ ク	秋田	秋田市茨島1-12-16	018-864-4111(代)	・雇用調整助成金 ・特定求職者雇用開発助成金 ・トライアル雇用助成金 ・地域雇用開発助成金 ・早期再就職支援等助成金 （再就職支援コース、雇入れ支援コース） ・通年雇用助成金 ・キャリアアップ助成金
	能代	能代市緑町5-29	0185-54-7311	
	大館	大館市清水町 1-5-20	0186-42-2531	
	大曲	大仙市大曲 住吉町33-3	0187-63-0335	
	本荘	由利本荘市石脇 字田尻野18-1	0184-22-3421	
	横手	横手市旭川1-2-26	0182-32-1165	
	湯沢	湯沢市清水町4-4-3	0183-73-6117	
	鹿角	鹿角市花輪 字荒田82-4	0186-23-2173	
	男鹿（出）	男鹿市船川港船川 字新浜町1-3	0185-23-2411	・取り扱いなし。 ※助成金の申請は秋田所で受け付けております。
	鷹巣（出）	北秋田市鷹巣 字東中岱26-1	0186-60-1586	・取り扱いなし。 ※助成金の申請は大館所で受け付けております。
	角館（出）	仙北市角館町 字小館32-3	0187-54-2434	・取り扱いなし。 ※助成金の申請は大曲所で受け付けております。

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



- A：引上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,040円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）



対象！

6

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施

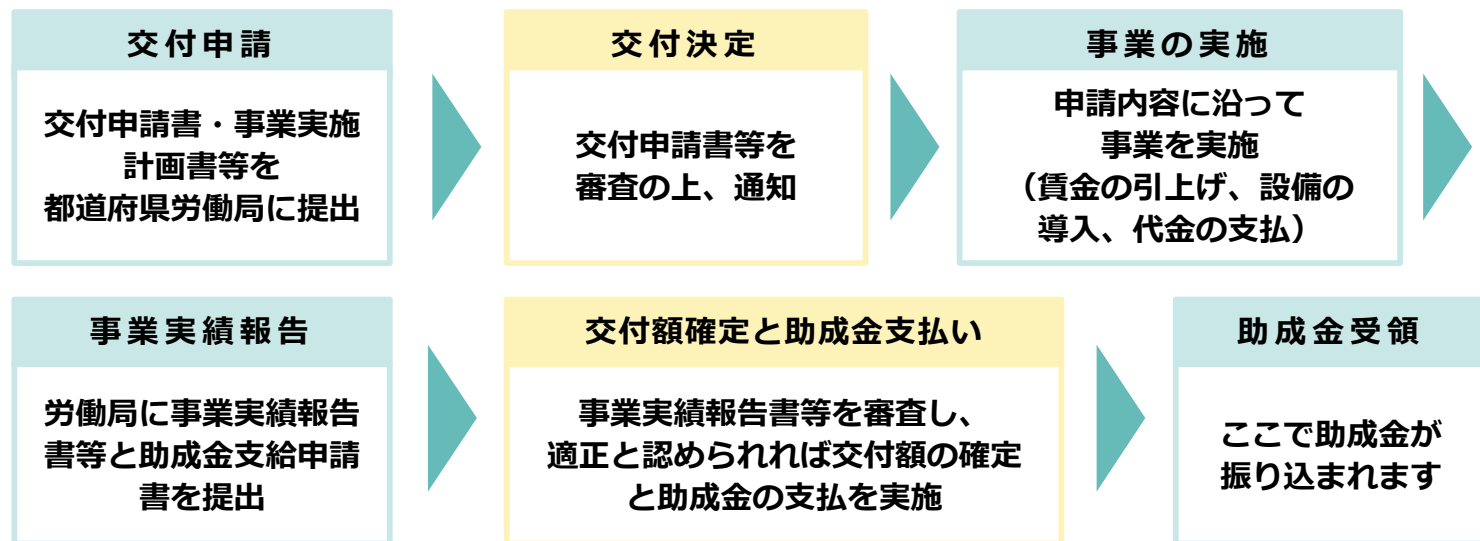


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です



ひと暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 8 年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ



助成率区分の変更について

助成率区分（引上げ前事業場内最低賃金額）について、以下のとおり見直しを行いました。

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4



1,050円未満	4/5
1,050円以上	3/4



申請コースの再編について

申請コースについて、以下のとおり見直しを行いました。

<R7>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数
30円コース	30円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
45円コース	45円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
60円コース	60円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1

<R8>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数※2
50円コース	50円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
70円コース	70円以上	10人以上※1
		1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
90円コース	90円以上	8人以上
		10人以上※1
		1人
		2～3人
		4～5人

※1 10人以上の上限額区分は、
特例事業者が対象

8

※1 10人以上の上限額区分は、
特例事業者が対象

※2 引き上げる対象労働者は、
雇用保険被保険者



申請期間と賃金引上げ期間について

申請期間と賃金引上げ期間について、見直しを行いました。

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

<申請例>

	申請日	賃金引上げ日	対象
例①	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象！
例②	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日当日	対象外
例③	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年12月1日以降）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象外

賃金引上げに当たっての注意点

- ・ **賃金引上げは、申請より後**に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**申請後から発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 賃金引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の賃金引上げは認められません。
- ・ **令和7年9月5日以降、地域別最低賃金の改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要としていましたが、賃金引上げ後の申請は出来なくなりましたのでご注意ください。**



対象事業所の拡充について

対象事業所について、以下のとおり見直しを行いました。

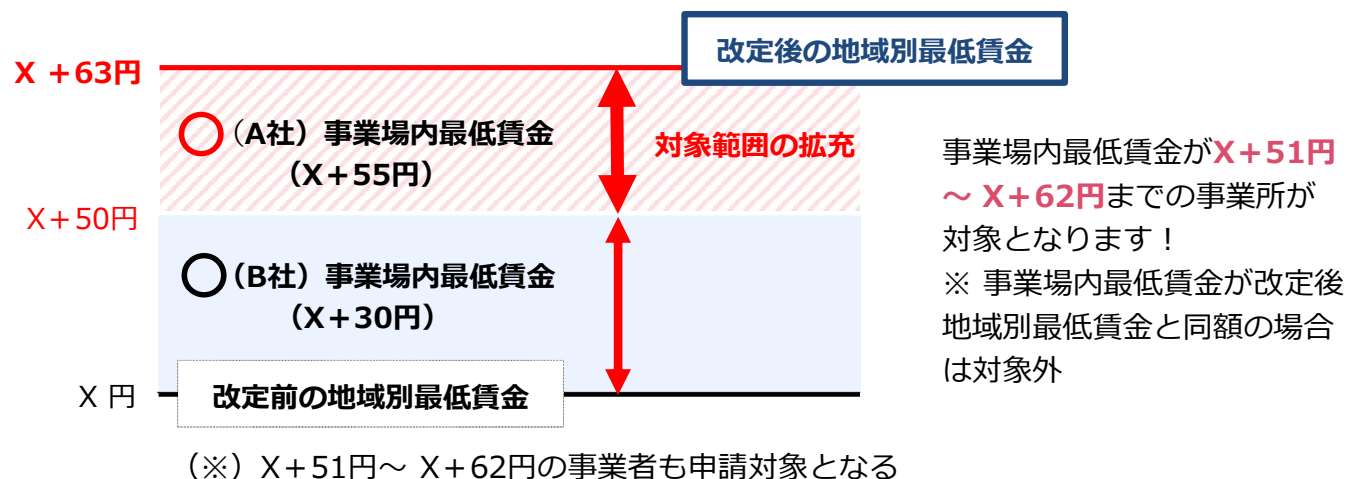
(※ 令和7年9月から引き続き実施するものです。)

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象



事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 $X + 63$ 円 (引上げ額63円) の場合>



その他変更点

- 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「最近6か月間平均」になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 9:00~17:00)



中小企業・小規模事業者の皆さまへ

こんなお悩みありませんか？



- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。 ☒ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。 ☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金) ☒ 残業を減らしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ☒ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。 ☒ 就業規則を見直したい。 ☒ 36協定の作り方を知りたい。 ☒ 働き方の選択肢を増やしたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な正社員制度 ・選択的週休3日制 ・勤務間インターバル制度 |
|--|--|

※これらは相談の一例です



＼ぜひ／

働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、**ご要望に応じたセミナー**を行っています。

秋田働き方改革推進支援センター

〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

受付時間 平日 9:00～17:00

TEL 0120-695-783

FAX 018-823-3883

MAIL akita@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/akita/>

秋田働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

秋田働き方改革推進支援センター 専門家による無料相談 FAX申込書

FAX番号

018-823-3883

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日: 年 月 日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
所在地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望 月 日 時から 第2希望 月 日 時から ☐ 専門家と後日日程調整を希望する		
相談内容 (複数選択可)	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上(業務効率化・IT活用) ☐ 多様な働き方の実現(多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制) ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備 ☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進 ☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他()		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 厚生労働省HP(働き方改革特設サイト) ☐ 過去にセンターを利用したことがある ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介 ☐ その他() ☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 労働局HP ☐ 金融機関からの紹介 ☐ 案内ポスター・チラシ		

お問い合わせ先

秋田働き方改革推進支援センター
TEL:0120-695-783

〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
MAIL:akita@workstylereform.net

最低賃金・賃金引き上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引き上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引き上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

④賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827



公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

2. 生産性向上に関する支援

⑤固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- ＜先端設備等導入計画の作成等について＞
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- ＜税制について＞
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先

- ・中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307（IP 電話等からのお問い合わせ）

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑧ 中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・ 中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑩ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00～17:00 土日祝日
及び12/29～1/3を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫ 中小企業新事業進出促進補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

- ・ 新事業進出補助金事務局
(コールバック予約システム):
<https://shinjigyoku.resv.jp/>



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

⑭ 小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
・ 商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
・ 商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑨ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・ 中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660 (9:30～17:30/月曜～金曜
(土・日・祝日除く))



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑪ デジタル化・AI 導入補助金

問い合わせ先

- ・ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた AI を含む IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

⑬ 事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

- ・ 専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠
050-3145-3812
- ・ 事業承継促進枠 050-3192-6274
- ・ PMI 推進枠 050-3192-6228



事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後の PMI にかかる専門家の活用や設備投資の取り組み、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

⑮ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

問い合わせ先（補助金事務局）

- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブ
- ・ (I) 工場・事業場型
(先進枠) 03-5565-3840
(一般枠/中小企業投資促進枠) 03-5565-4463
(サプライチェーン連携枠) 03-5565-4463
- ・ (II) 電化・脱炭素燃転型 03-5565-3840
- ・ (III) GX 設備単位型/設備単位型
ナビダイヤル 0570-01-5116
I P 電話 042-303-0855
- ・ (IV) エネルギー需要最適化型 03-5565-4773



工場・事業型



設備単位型

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

3. 取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑯ 受託適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669



委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）を策定しています。

⑰ パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

＜「宣言」の内容について＞

・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669

＜「宣言」の提出・掲載について＞

（公財）全国中小企業振興機関協会

03-6228-3802



受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取り組みを「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑱ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

・ 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑲ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑳ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 ・ 中小企業庁取引課 03-3501-1669

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。



4. 資金繰りに関する支援

㉑ セーフティネット貸付

（経営環境変化対応資金）

問い合わせ先

・ 日本政策金融公庫 0120-154-505
・ 沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827



一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

㉒ 小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

問い合わせ先

・ 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
・ 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）
の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑳地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉑人材確保等支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取り組みにより従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース：3%、5%又は7%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

㉒人材開発支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉓建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉔早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇い入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



雇入れ支援
コース



中途採用拡大
コース

㉕産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成（上限額 8,870 円／1人1日あたり（1事業主あたり 1,000 万円））します。

㉖働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



労働時間の削減等に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティングや労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃金や割増賃金率を引き上げた場合に、要件に応じた助成上限額の加算制度もあります。

（※）令和8年度の交付申請期限は11月30日（月）です。

③① よろず支援拠点

問い合わせ先

- ・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

③① 取引かけこみ寺

問い合わせ先

- ・(公財) 全国中小企業振興機関協会
 - ・各都道府県の取引かけこみ寺
- 0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

③② 働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

- ・全国の働き方改革推進支援センター



全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引き上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する相談対応やコンサルティング、セミナー等を実施しています。ぜひお気軽にご相談ください。

③③ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先（無料会員登録やログイン方法）

- ・ミラサポ plus 運営事務局
- initialization@support.mirasapo-plus.go.jp
※補助金等のご質問は、本サイトに掲載の各補助金事務局にお問い合わせ下さい。



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

令和 7 年 10 月、賃上げ・最低賃金特設ページを設置し、人件費計算シミュレーション機能などを追加しました。賃上げや最低賃金の対応に役立つ情報を多数まとめています。

厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

労働市場全体の「賃上げ」に向けた賃上げ支援助成金パッケージ、賃上げに役立つ情報をまとめた「賃金引き上げ特設ページ」、各都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧はこちら

賃上げ支援
助成金パッケージ



賃金引き上げ
特設ページ



都道府県労働局
所在地一覧



経済産業省では、各支援機関での伴走支援の強化を行っています

最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関（商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎセンター等）まで
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトから



買いたたきなどの違反行為をしていると疑われる委託事業者に関する情報を広く受け付けています

お近くの労働基準監督署においても情報を受け付けています。
※都道府県労働局所在地一覧参照

情報提供フォームはこちら



最低賃金・賃金引き上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和 8 年 4 月
厚生労働省・中小企業庁

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和7年度においては、全国加重平均で66円の引き上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引き上げに向けた取り組みにご活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引き上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 賃金引き上げに関する支援 (1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引き上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金 (2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引き上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金 (3) 『賃金の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金) ・ 賃上げ貸付利率特例制度	P 4 P 5 P 6 P 7
2. 生産性向上に関する支援 (1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置 (2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画) ・ 中小企業経営強化税制 (3) 『補助制度を知りたい』 ・ 生産性向上などを支援する補助金	P 8 P 9 P 10 P 11
3. 取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援 (1) 『取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 受託適正取引等の推進のためのガイドライン (2) 『委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言 (3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』 ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・ 中小企業者に関する国等の契約の基本方針 ・ 官公需情報ポータルサイト	P 16 P 16 P 17 P 19 P 19

目次

4. 資金繰りに関する支援 (1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金） (2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	P 20 P 21
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援 (1) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） (2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、中小企業団体助成コース、外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース） (3) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 ・人材開発支援助成金 (4) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金 (5) 『中途採用者を雇い入れる場合の支援が知りたい』 ・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース） (6) 『出向により従業員の人材育成に取り組む場合の支援が知りたい』 ・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） (7) 『労働時間の削減等の環境整備に取り組むための支援が知りたい』 ・働き方改革推進支援助成金	P 22 P 23 P 24 P 25 P 26 P 27 P 28
6. 相談窓口 (1) 『専門家へ相談したい』 ・よろず支援拠点 ・取引かけこみ寺 ・働き方改革推進支援センター (2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用をしたい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 29 P 29 P 30 P 31
コラム 厚生労働省「賃上げ支援助成金パッケージ」	P 31

1. 賃金引き上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引き上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

【対象となる方】

- ・ 中小企業、小規模事業者（解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと）

【支援内容】

設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率、助成上限額は、引き上げ前の事業場内最低賃金額、事業場内最低賃金額の引き上げ額、引き上げる労働者数に応じて変わります。

○助成率

引き上げ前 事業場内 最低賃金	1,050円 未満	4/5
	1,050円 以上	3/4

○助成対象経費（設備投資など）の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の効率化 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

○助成上限額

引き上げる 労働者数	引き上げ額		
	50円コース	70円コース	90円コース
1人	30万円(40万円)	40万円(50万円)	90万円(100万円)
2～3人	40万円(70万円)	50万円(100万円)	150万円(240万円)
4～5人	70万円	130万円	270万円
6～7人	90万円	180万円	360万円
8人以上	110万円	230万円	450万円
10人以上(※)	130万円	300万円	600万円

※10人以上の上限額区分は特例事業者（詳細はウェブサイト参照）のみ対象。

※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

【お問い合わせ・申請先】



業務改善助成金

検索

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

※ 申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局雇用環境・均等部(室)です。

1. 賃金引き上げに関する支援

(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引き上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(6)までのいずれかを実施した事業主

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 正社員化コース | (2) 障害者正社員化コース |
| (3) 賃金規定等改定コース | (4) 賃金規定等共通化コース |
| (5) 賞与・退職金制度導入コース | (6) 短時間労働者労働時間延長支援コース |

【支援内容】 ※上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

(1人当たり)

3%以上4%未満増額改定した場合	4万円
4%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上6%未満増額改定した場合	6万5,000円
6%以上増額改定した場合	7万円

- ・1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合は、助成額の加算が受けられます。
- ・中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

【お問い合わせ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引き上げに関する支援

(3) 『賃金の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上引き上げる方

- ※ 働き方改革推進支援資金は、上記対象の他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを行う方も対象としています。
- ※ 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

【支援内容】

■貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円（※）

（※）特別利率①の限度額：2億7,000万円

■貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引き下げ)

※ 基準利率：中小企業事業2.40%（貸付期間5年の場合）

※ 基準利率は、令和8年3月2日現在。実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて決定します。

■貸付期間：設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） （長期）運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）

※ 業務改善助成金等の助成金と併用（自己負担分のための融資など）にも活用可能です。

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫 電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:0120-981-827



働き方改革推進支援資金

検索

1. 賃金引き上げに関する支援

(3) 『賃金の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

賃上げ貸付利率特例制度

従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を対象に、融資後2年間の利率を0.5%控除する制度です。

【対象となる方】

給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方

- ※ 最近の決算期において既に増加している方を含みます。
- ※ 一部、本特例を適用できない融資制度がございます。
- ※ 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

【支援内容】

■ 貸付利率：

適用する融資制度に定める貸付利率から、融資後2年間0.5%を控除

- ※ 基準利率：中小企業事業2.40%、国民生活事業3.10%（貸付期間5年の場合）
- ※ 基準利率は、令和8年3月2日現在。実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて決定します。
- ※ 各制度の融資条件は、別途個別に定められています。

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：0120-981-827



賃上げ貸付利率特例制度

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

中小企業の生産性向上や賃上げに向けた取組を後押しするため、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。

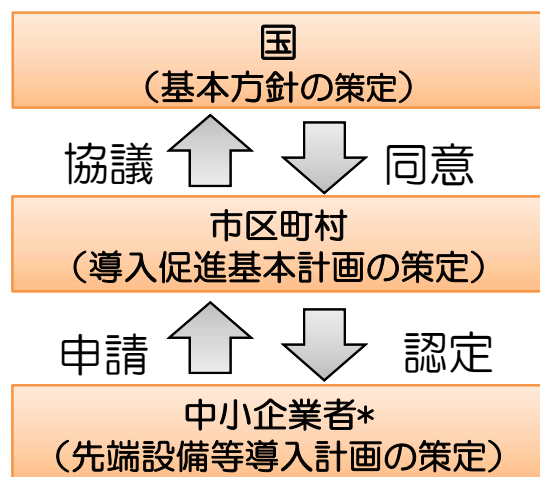
(適用期間：令和8年度末)

新規取得設備の固定資産税が最大で5年間、1/4※に軽減されます

※賃上げ方針を従業員に表明した場合に、以下のとおり軽減されます。

- ・雇用者給与等支給額が1.5%以上増加することを表明した場合は、課税標準を3年間1/2に軽減
- ・雇用者給与等支給額が3.0%以上増加することを表明した場合は、課税標準を5年間1/4に軽減

POINT!



1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

2 年平均3%以上の労働生産性の向上や賃上げ方針を位置付けた「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

事前確認 → 認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、土業等の専門家 等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例措置を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例措置）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額）】

- ◆機械装置（160万円以上）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ◆器具備品（30万円以上）
- ◆建物附属設備（60万円以上）

※年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる設備であることが要件です。

【お問い合わせ先】

＜先端設備等導入計画の作成等について＞ 先端設備等の導入先の市区町村

＜税制について＞ 中小企業税制サポートセンター 電話:03-6281-9821



先端設備等導入制度

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針等に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

【計画の認定を受けられる対象となる方】

特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）

	- 会社または個人事業主 - 医療、歯科医療を主たる事業とする法人（医療法人等） - 社会福祉法人 - 特定非営利活動法人
従業員数	2,000人以下

【支援の流れ】

STEP 1

経営力向上計画を策定	「経営力向上計画」とは 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。 自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。
経営革新等支援機関などがサポート	本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。 詳しくはこちら 🔍 経営強化法 検索  計画策定にあたってはお近くの経営革新等支援機関にご相談ください。

STEP 2

担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は電子申請または郵送で受け付けています。 詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。
-----------	---

STEP 3

設備投資について 即時償却又は税額控除 (中小企業経営強化税制)	新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。 ● 中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。 対象設備：令和9年3月31日までに導入した対象設備 利用できる方、要件については、次ページ参照
金融支援	中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など 中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など 以上のような様々な支援が受けられます。

【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター



検索

電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用します。（適用期限：令和8年度末）

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法上の「特定事業者等」に該当するものに限ります。

ただし、次の法人は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（40万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・ 生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・ 寄宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しない。 ・ 国内への投資であること ・ 中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済 産業局	器具備品（40万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (E類型)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（40万円以上） 器具備品（40万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（合計1,000万円以上） (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P19を確認してください。

※2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoutokigyoutousisokusinzeisei.htm>

※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除きます。

※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

【お問い合わせ先】



経営強化税制

検索

中小企業税制サポートセンター

電話：03-628289821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

※詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【中小企業省力化投資補助事業】

■支援内容：

<カタログ注文型>

- 対象製品のリスト（カタログ）に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。

<一般型>

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。

※カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。補助対象経費が異なれば併用可能です。

■補助額：

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 500万円（750万円） 6～20人 750万円（1,000万円） 21人以上 1,000万円（1,500万円）	1/2
一般型	5人以下 750万円（1,000万円） 6～20人 1,500万円（2,000万円） 21～50人 3,000万円（4,000万円） 51～100人 5,000万円（6,500万円） 101人以上 8,000万円（1億円）	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

■応募・交付申請：

<カタログ注文型> 随時受付（メンテナンス期間を除く）

<一般型> 第6回申請受付 4/15（水）10:00～5/15（金）17:00

■問い合わせ先・ホームページ：

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

（ナビダイヤル）0570-099-660

（IP電話等）03-4335-7595

（受付時間）9:30～17:30 土日祝日除く

（ホームページ）<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。

※以下の事業は2次公募時点のものを掲載しています。
詳しくはホームページや公募要領等をご参照ください。

【中小企業成長加速化補助金】

■補助上限:5億円(補助率1/2)

■事業期間:交付決定から24か月以内

■対象者:売上高100億円を目指す中小企業(売上高が10億円以上100億円未満)

■対象者の要件:

(1)補助対象経費のうち投資額が1億円以上(税抜き)であること。

(2)「100億宣言(※1)」を行っていること。

(3)一定の賃上げ要件(※2)を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。

(※1)中小企業の皆様が「売上高100億円」という目標を掲げ、実現に向けた取組を行っていくことを宣言していただくものです。詳細は下記HPをご参照ください。

<https://growth-100-oku.smrj.go.jp/>

(※2)従業員1人当たり給与支給総額4.5%以上。

■対象経費:建物、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

■2次公募受付期間:令和8年2月24日(火)～令和8年3月26日(木) 15:00

■お問い合わせ先:

中小企業成長加速化補助金事務局

(HP) <https://growth-100-oku.smrj.go.jp/>

(問い合わせフォーム) <https://ksk2025.f-form.com/inquiry>

(ナビダイヤル)0570-07-4153

(IP電話等)03-4446-4307

電話受付時間 平日10:00～17:00 年末年始除く



100億企業成長ポータル

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

中小企業の生産性向上を図り、経営の足腰の強化を進めていくため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。

また、インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引き上げや下限額撤廃等により強力に支援します。

※以下の事業は令和7年8月現在公募中のものを掲載しています。

詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する、革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

■基本要件：

- (1) 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
- (2) 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が3.5%以上増加
- (3) 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等

(従業員21名以上の場合のみ)

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
補助上限額	750万円～2,500万円	3,000万円
(特例措置)	大幅賃上げ特例 ・ 補助上限額を100～1,000万円上乘せ。 ・ 各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例事業者は除く。 ・ 下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。 ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準	
補助率	中小企業1/2 小規模・再生2/3	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3
(特例措置)	最低賃金引き上げ特例 ・ 補助率を2/3に引き上げ。 ・ 常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。 ・ 指定する一定期間において、3か月以上改訂後の地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	

■公募期間：第23次公募 2/6（金）～5/8（金）17:00

■問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
受付時間：10:00～17:00（土日祝日および12/29～1/3を除く）
電話番号：050-3821-7013
メールアドレス：kakunin@monohojo.info



ものづくり補助金総合サイト

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

【デジタル化・AI導入補助金】

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

公募期間：令和8年3月30日（月）より申請受付開始。

＜お問い合わせ先＞

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://it-shien.smrj.go.jp/>

電話番号：0570-666-376

【中小企業新事業進出促進補助金】

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

公募期間（第4回）：令和8年3月27日（金）～令和8年6月19日（金） ※令和8年5月19日（火）より申請受付開始。

＜お問い合わせ先＞

新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）：<https://shinjigyou.resv.jp/>

【事業承継・M&A補助金】

事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A後のPMIにかかる専門家の活用や設備投資の取組、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

＜15次公募＞

公募申請受付期間：未定 ※必ず事務局HPをご確認ください。

事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠、廃業・再チャレンジ枠

＜お問い合わせ先＞

事業承継・M&A補助金事務局：<https://shoukei-mahojokin.go.jp/>

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠：050-3145-3812

事業承継促進枠：050-3192-6274

PMI推進枠：050-3192-6228

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

＜一般型通常枠＞

公募期間：第19回公募 令和8年1月28日（水）～令和8年4月30日（木）

＜お問い合わせ先＞

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会地区事務局 https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会議所地区事務局 <https://r6.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6634-9307

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

※以下の事業は令和8年3月現在の情報を掲載しています。

詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【省エネ・非化石転換補助金】

(省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金／省エネルギー投資促進支援事業費補助金)

■対象企業

中小企業等・大企業、その他

■助成額・補助率

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金：最大40億円(補助率：1/5～2/3)

省エネルギー投資促進支援事業費補助金：最大1億円(補助率1/3以内)

■活用例

指定された先進設備・システム、設計が伴うオーダーメイド型設備、空調、冷凍冷蔵設備、ボイラ、工業炉等のユーティリティ設備及び、工作機械や印刷機等の生産設備など。

■公募期間(1次公募)

(1次公募)3月30日～4月27日予定

(2次公募)6月上旬～7月上旬予定

(3次公募)詳細が決まり次第、SIIホームページにて公表予定。

(I) 工場・事業場型	- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助 - 補助率：1/2(中小) 1/3(大) 等 - 補助上限額：15億円 等 ※サプライチェーン連携枠を創設	【平釜】  【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用  ・従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 ・釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。
(II) 電化・脱炭素燃転型	- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 - 補助率：1/2 等 - 補助上限額：3億円 等 ※水素対応設備への改造等を補助対象に追加	【キューボラ式】※コークスを使用  【誘導加熱式】※電気を使用 
(III) 設備単位型	- リストから選択する機器への更新を補助 - 補助率：1/3 等 - 補助上限額：1億円 等 ※トップ性能枠では、新設も対象に追加(GXⅢ類型創設)	【業務用給湯器】  【高効率空調】  【産業用モータ】 
(IV) EMS型	- EMS(エネルギーマネジメントシステム)の導入を補助 - 補助率：1/2(中小) 1/3(大) - 補助上限額：1億円	【見える化システムによるロス検出】  【AIによる省エネ最適運転】 

【お問い合わせ先】

一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)(補助金事務局)

(I)工場・事業場型

(先進枠)

(一般枠/中小企業投資促進枠)

(サプライチェーン(SC)連携枠)

03-5565-3840

03-5565-4463

03-5565-4463

(II)電化・脱炭素燃転型

(III)GX設備単位型/設備単位型

ナビダイヤル

IP電話

(IV)エネルギー需要最適化型

03-5565-3840

0570-01-5116

042-303-0855

03-5565-4773

3. 取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

受託適正取引等の推進のためのガイドライン

委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の取引適正化の推進のためのガイドラインを策定しています。



取引適正化ガイドライン

検索

(2) 『委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言は、受託中小企業振興法の「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン化の取組、健康経営に関する取組等）
- (2) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）

に**重点的に取り組むこと**を、「**代表権のある者の名前**」で宣言します。

○宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「**ロゴマーク**」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**一部の補助金で加点措置を受けることができるほか、一定規模以上の企業が税制を利用するに当たっては、パートナーシップ構築宣言の公表が必須**となっています。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問い合わせ先】

「宣言」の内容について

中小企業庁取引課 電話:03-3501-1669

「宣言」の提出・掲載について

(公財)全国中小企業振興機関協会 電話:03-6228-3802



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索

3. 取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものです。

【発注者として採るべき行動／求められる行動】

行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引き上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること

3. 取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

【受注者として採るべき行動／求められる行動】

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することもある。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

【お問い合わせ先】

公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費 価格転嫁 指針

検索



3. 取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

中小企業者に関する国等の契約の基本方針

官公需法に基づき定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（関連箇所抜粋）】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

(5) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。加えて、入札金額における人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。

また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需情報ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

○ 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しており、以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問い合わせ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引き上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

（注1）利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

（注2）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

【支援内容】

■貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：7,200万円

■貸付利率：基準利率

※ 基準利率（令和8年3月2日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業2.40%、国民生活事業3.10%

※ 実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて決定します。

■貸付期間：設備資金20年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金10年以内（うち据置期間3年以内）

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：0120-981-827



セーフティネット貸付

検索

4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

- 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方
- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
 - 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
 - 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
 - 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること
- ※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付利率：令和8年4月1日現在 2.50%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：10年以内（据置期間は2年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

令和2年7月豪雨対応特枠、令和6年能登半島地震対応特枠

- 令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる利率引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問い合わせ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<https://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<https://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（１）『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度です。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（１年ごとに３回支給）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に助成額の1／2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に（ ）内の額を支給。

※2 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者のうち、正規雇用労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※3 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※4 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2億円を支給。

【お問い合わせ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（２）『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、中小企業団体助成コース、外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース）

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取り組みにより従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

【対象となる方】

- (1) 人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主
- (2) 構成員である中小企業者に対して、労働環境の向上を図るための事業を行う事業主団体
- (3) 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を導入・実施し、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主
- (4) 適切な労務管理下におけるテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主

【支援内容】

1. 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

事業主が、人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した場合に助成（複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合に最大325万円）

2. 中小企業団体助成コース

事業主団体が、構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2／3を支給（上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円）

3. 外国人労働者就労環境整備助成コース

事業主が、就労環境整備計画に基づく就労環境整備措置を導入・実施し、離職率等の要件を全て満たした場合、1つの措置導入・実施につき20万円（上限80万円）を助成。

4. テレワークコース

中小企業事業主がテレワークを可能とする取組を実施した場合、20万円を支給する。離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした場合、目標達成助成として10万円（賃金要件を満たした場合15万円）を助成。

【お問い合わせ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（3）『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』

人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

【対象となる方】
雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等に取り組む事業主等

【支援内容】

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		新規採用助成 職務代行助成 ※2・5	設備投資 助成 ※3
				賃金要件等を 満たす場合※1		賃金要件等を 満たす場合※1		賃金要件等を 満たす場合※1		
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練				正規：45(30)% 非正規：70%	正規：60(45)% 非正規：85%	—	—	—
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)		45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	—
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練				75%	100%	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	—
	中高年齢者実習型訓練	中高年齢者が実践的なスキルを習得するために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練				60%	75%	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	—
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	—	—		30万円	36万円	—	—	—
③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	—		75% (60%)	—	—	—	—
	成長分野等人材訓練		1,000円※4	—		75%	—	—	—	—
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)		60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	—
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	—	—		60% (45%)	75% (60%)	—	—	—
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）	—	—		45%	60%	—	—	—
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円※5 (800円)	—※5 (1,000円)		20万円	24万円	—	—	—
④ 事業展開等リスクリリング支援コース										
		1～3に関する10時間以上のOFF-JTによる訓練 1：事業展開、2：DX・GX化、3：企業内の人事・人材育成に関する計画に基づき今後従事することが予定される職務	1,000円 (500円)	—		75% (60%)	—	—	—	50%

※1 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
※2 休暇取得者に代わって業務を行った職員に対して職務代行手当を支払った場合や新規雇用または派遣受入をした場合に助成（中小企業のみ対象）
※3 訓練終了後、実技の訓練等で実際に使用した機器・設備等と同種であって、事業展開等に資する機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）（事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練に限る）
※4 国内の大学院を利用した場合に助成
※5 有給休暇の場合のみ助成
※6 休暇取得期間に応じて助成額が異なる
※7 令和8年度末までの時限措置

【お問い合わせ先】
ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

Q

人材開発支援助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（４）『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取り組みを行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金（コース）ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金
 - ①建設労働者認定訓練コース
 - ②建設労働者技能実習コース
2. 人材確保等支援助成金
 - ①若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
 - ②作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）
 - ③建設キャリアアップシステム等活用促進コース
3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習（※）を実施した場合に、下記の助成を行います。

- （※）対象となる技能実習：
○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

＜助成率・額＞

労働者数20人以下の 事業主	経費助成	75%（90%）
	賃金助成	9,500<10,450>円/日（11,500<12,450>円/日）
労働者数21人以上の 事業主	経費助成	35歳未満 70%（85%） 35歳以上 45%（60%）
	賃金助成	8,550<9,405>円/日（10,300<11,155>円/日）

注1：賃金要件・資格等手当要件を満たす場合、（ ）内の助成額（率）となります。

注2：受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合、< >内の助成額となります。

注3：中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問い合わせ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（5）『中途採用者を雇い入れる場合の支援が知りたい』

早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

・雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を雇い入れ、賃金を上昇させた場合に助成します。

・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者を雇い入れ、賃金を上昇させた場合に助成します。

【対象となる方】

・雇入れ支援コース

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした事業主

・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を5ポイント以上上昇または50%以上に拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした事業主

【支援内容】

・雇入れ支援コース

要件を満たす事業主に対して、雇い入れた対象者1人につき30万円を支給。
また、一定の成長性が認められる事業所の事業主が対象者を雇い入れた場合、雇い入れた対象者1人につき40万円を支給。

・中途採用拡大コース

要件を満たす事業主に対して、雇い入れた対象者1人につき20万円を支給。
また、一定の成長性が認められる事業所の事業主が対象者を雇い入れた場合、雇い入れた対象者1人につき、30万円を支給。

【お問い合わせ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



早期再就職支援等助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（6）『出向により従業員の人材育成に取り組む場合の支援が知りたい』

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を上昇させた場合に助成します。

【対象となる方】

在籍型出向（1か月以上2年以内）を活用して労働者のスキルアップを行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた出向元事業主及び出向を受け入れた出向先事業主

【支援内容】

要件を満たす事業主に対して、以下のとおり支給されます。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額 (最長1年)	出向元事業主 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元事業主が負担した額×助成率	
	出向先事業主 出向労働者の出向中の賃金のうち出向先事業主が負担した額×助成率	
上限額	8,870円(※)／1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※雇用保険の基本手当日額の最高額(令和7年8月1日時点)です。毎年8月に改正されます。

【お問い合わせ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（７）『労働時間の削減等の環境整備に取り組むための支援が知りたい』

働き方改革推進支援助成金

生産性向上に向けた設備投資等の取り組みに係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等を支援。 ※令和8年度の交付申請は11月30日（月）まで！

【対象となる方】

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (2) 交付申請時点で、下記「成果目標」のうち選択する成果目標に設定されている要件を満たしていること。
- (3) 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。

【支援内容】

コース名		成果目標		助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	建設事業	①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間 （※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 10時間以上	①： 250万円 （月80H超→月60H以下）等 ②： 100万円 （10H以上）等 ③： 25万円 ④： 25万円 ⑤： 170万円 （11H以上） ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 150万円 （11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥： 100万円 （4週4休→4週8休）等 ⑦： 50万円
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを1つ以上		
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上		
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	①～⑤の何れかを1つ以上		
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを1つ以上		
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）		①～③の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①： 150万円 （月80H超→月60H以下）等 ②： 25万円 ③： 25万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）		9時間以上の勤務間インターバル制度の新規導入・適用範囲拡大・時間延長		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H： 100万円 ・11H以上： 150万円

助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組

※ 別途「取引環境改善コース（助成上限額：最大100万円）」、「団体推進コース（助成上限額：最大500万円）」もあり

○ 加算制度あり

<賃金引き上げ>

賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算。

（3%以上： **6万円**～最大**60万円**、5%以上： **24万円**～最大**480万円**、7%以上： **36万円**～最大**720万円**）

<割増賃金率引き上げ>

①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を**25万円**加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を**100万円**※加算。

※①を達成した場合の25万円加算に加え、②を達成した場合に追加で75万円を加算し、合計で100万円を加算。

【お問い合わせ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局
雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

46

働き方改革推進支援助成金

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取り組み】

- ①売上拡大のための解決策の提案
新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等
 - ②経営改善策を提案し、行動に移すための支援
 - ③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介
- ※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者等のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問い合わせ先】

各都道府県のよろず支援拠点



よろず支援拠点

検索

取引かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

【取引かけこみ寺の概要】

全国48か所（各都道府県及び本部）に取引かけこみ寺を設置しています。中小企業・小規模事業者からの取引に関する相談について、相談員によるアドバイス、企業間取引や取適法に詳しい弁護士への相談を無料で実施しています。また、紛争当事者間の和解の調停を行う裁判外紛争解決手続き（ADR）についても、無料で実施しています。

【お問い合わせ先】

(公財)全国中小企業振興機関協会
各都道府県の取引かけこみ寺 電話:0120-418-618



取引かけこみ寺

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取り組みを支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

センターでは、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引き上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。



コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。



個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。



セミナー

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

これらの「お悩み」解決を支援します！

- ✓ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ✓ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ✓ 残業を減らしたい。
- ✓ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい(同一労働同一賃金)。
- ✓ いろいろな助成金があるが使い方が分からない。
- ✓ 就業規則を見直したい。
- ✓ 36協定の作り方を知りたい。
- ✓ 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度



※これらは相談の一例です

【お問い合わせ先】

各都道府県働き方改革推進支援センター



働き方改革特設サイト

検索



6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用準備をしたい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者のための「ミラサポplus」は、中小企業庁が運営する公式総合支援サイトです。補助金、助成金、税制優遇・経営相談など、企業の成長や賃上げに役立つ支援制度をわかりやすく紹介しています。令和7年10月、「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を新設し、最新の賃上げ支援策や人件費試算ツール（賃上げ計算シミュレーション）を追加しました。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・ 人気の補助金一覧で比較・検討ができます。
- ・ 全国の補助金を売上や投資規模に応じて検索できます。
- ・ 事例検索や補助金等の支援施策のチラシで情報をアップデート。
- ・ 無料のメルマガで最新の補助金公募情報を配信。
- ・ 賃上げ特設ページには、厚生労働省・中小企業庁の賃上げに関する支援情報をまとめています。



メルマガで
最新情報

探しやすい
インターフェース

ミラサポplus



ミラサポplus

検索



ミラサポplus



特設サイト

コラム 厚生労働省「賃上げ支援助成金パッケージ」

厚生労働省においては、「賃上げに関する支援」に掲載の業務改善助成金やキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、他にも「その他、雇用（人材育成）に関する支援」に掲載の人材開発支援助成金や人材確保等支援助成金などをパッケージとして取りまとめ、労働市場全体の「賃上げ」に向けて、事業者への支援に取り組んでいます。



賃上げ支援助成金パッケージ

検索



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

デジタル化・AI導入補助金 ものづくり補助金 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ



中小企業庁
ミラサポplus



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。

〈補助上限〉30万円～600万円 〈助成率〉3/4～4/5

〈助成対象経費の例〉 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の効率化

経営コンサルティング:顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

その他:顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

①正社員化コース

④賃金規定等共通化コース

②障害者正社員化コース

⑤賞与・退職金制度導入コース

③賃金規定等改定コース

⑥短時間労働者労働時間延長支援コース

〈支援内容〉 ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満

4万円

5%以上6%未満

6万5,000円

4%以上5%未満

5万円

6%以上

7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

デジタル化・AI導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのAIを含むITツールの導入を支援します。

補助上限:最大450万円 補助率:1/2～4/5

詳しくはこちら

問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:
0570-666-376



中小企業省力化投資補助金(一般型)

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

補助上限:最大1億円 ※従業員数による

補助率:1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター : 0570-099-660

ものづくり補助金

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

補助上限:最大4,000万円

補助率:1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-3821-7013

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。 ※令和8年度の交付申請は11月30日(月)まで！

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算部分	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円		
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円 (※2)	25～100万円
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

[詳しくはこちら](#)


(※1)建設業の場合

(※2)5%及び7%以上の引き上げに対する加算額については、労働者数10人以上30人以下の場合は倍額を加算し、労働者数10人未満の場合は2.5倍の金額を加算する。

(※3)別途団体向けのコースあり(取引環境改善コース、団体推進コース)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

[詳しくはこちら](#)


(※)訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理制度の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5又は75%(50%)

[詳しくはこちら](#)


(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)⁵²

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限:50万円(賃金引き上げ特例:150万上乘せ)

補助率:2/3(賃金引き上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合せ先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区



商工会議所地区

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果
が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること

投資額1億以上 他

詳しくはこちら



省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

問合せ先

・一般社団法人環境共創イニシアチブ

・(Ⅰ)工場・事業場型

(先進枠) 03-5565-3840

(一般枠/中小企業投資促進枠/SC枠)

03-5565-4463

・(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型

03-5565-3840

・(Ⅲ)GX設備単位型/設備単位型

ナビダイヤル 0570-01-5116

IP電話 042-303-0855

・(Ⅳ)エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

詳しくはこちら



工場・事業場型



設備単位型

中小企業新事業進出促進補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補助上限:最大9,000万円 ※従業員数による
補助率:1/2~2/3

詳しくはこちら



問合せ先

新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム):
<https://shinjigyou.resv.jp/>

固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

問合せ先

<先端設備等導入計画の作成等>
・先端設備等の導入先の市区町村
<税制>
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821

詳しくはこちら



企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら



問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫
電話番号:0120-981-827

賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくはこちら



問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫
電話番号:0120-981-827

賃金引き上げ特設ページ(厚労省)

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！
賃金引き上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引き上げ支援策を掲載

- ◆ 最低賃金額や発効日等の情報、賃金引き上げの取組事例等を掲載しています。
- ◆ 厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら



賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト(中企庁)

賃上げや最低賃金の対応をサポート！
収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- ◆ 賃上げ原資の確保に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- ◆ 中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら



適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(改正下請法)」や価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合先

各都道府県のよろず支援拠点

詳しくはこちら



取引かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

問合先

フリーダイヤル：0120-418-618
※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

詳しくはこちら



伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関(商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎセンター等)までお越しください。

※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大企業・中堅企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※3

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	1 5 %
+ 5 %（新設）	2 0 %
+ 7 %（新設）	2 5 %

前年度比 + 1 0 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

大企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※4

（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3 %	1 0 %
+ 4 %	2 5 %

前年度比 + 1 0 %
⇒ 税額控除率を
5 %上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1. 5 %	1 5 %
+ 2. 5 %	3 0 %

前年度比 + 5 %
⇒ 税額控除率を
1 0 %上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5 %上乗せ

中小企業向け

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※5（新設）

- ※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※3 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが必要。それ以外の企業は不要。
- ※4 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※5 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

大企業向け
中堅企業向け
はこちら

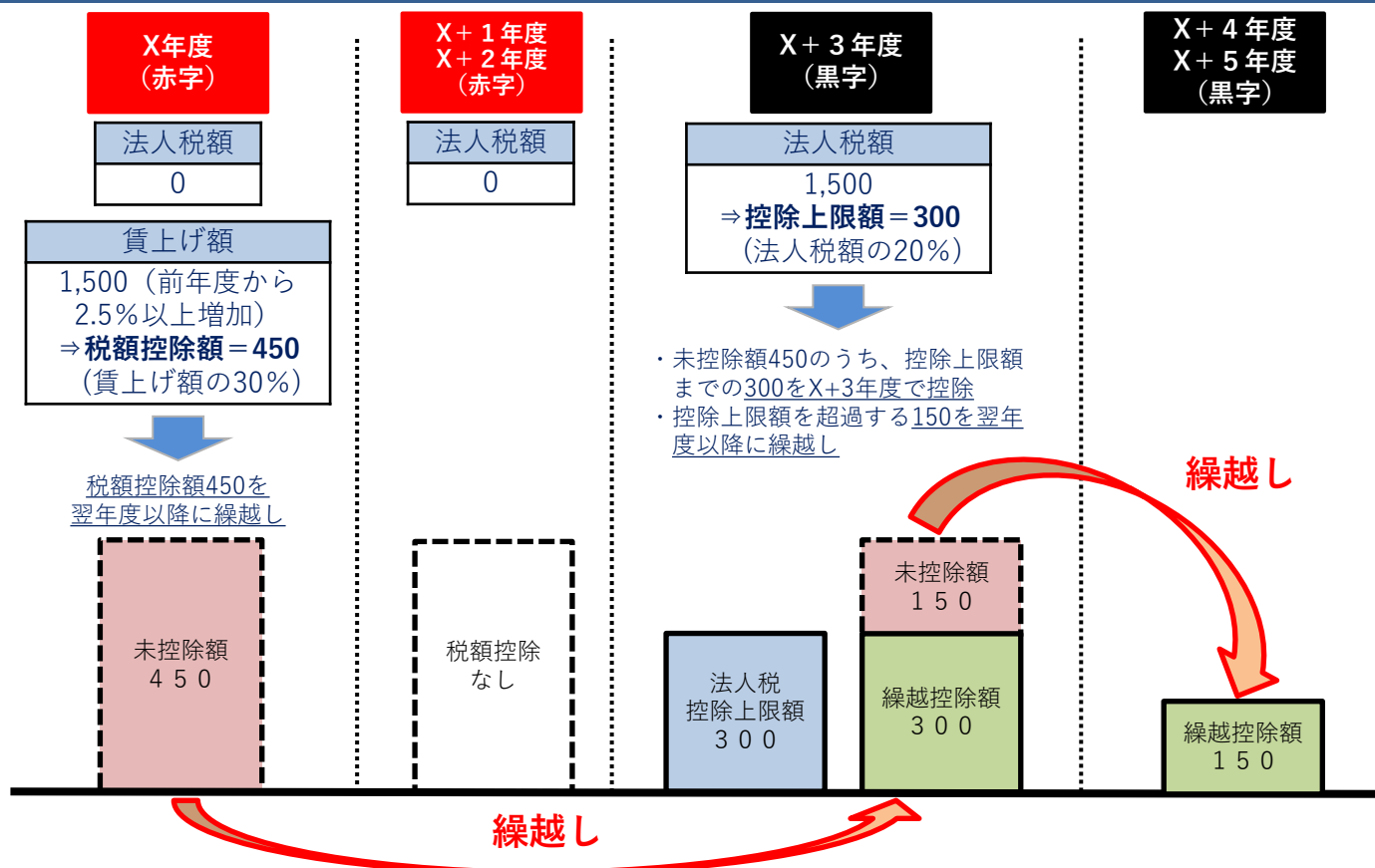


中小企業向け
はこちら



繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



用語の説明

・給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

・継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

・教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

・子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



・中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

（１）以下のいずれかに該当する法人

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

（２）協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。57

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が
わかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる
情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー



MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介



MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能



MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の
平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合 計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職 種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE1

株式会社ゆめの樹

洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名



CASE2

栄研化学株式会社

医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区
- 従業員数：708名、連結754名（2023年3月31日現在）



CASE3

南九施設株式会社

造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：鹿児島県鹿児島市
- 従業員数：19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組めます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
59 への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら



業務改善助成金申請・交付決定件数一覧表

上段:件数
下段:対前年度比

○申請件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月		10月～3月		合計	
27年度		24	28	29	38	33	34	40	45	33	55	22	1	186		196		382	
28年度		5	15	26	17	18	90	67	81	77	68	80	48	171 (91.9%)		421 (214.8%)		592 (155.0%)	
29年度		34	69	63	68	76	133	75	68	89	199	0	27	443 (259.1%)		458 (108.8%)		901 (152.2%)	
30年度		26	79	94	79	133	207	72	72	87	136	0	10	618 (139.5%)		377 (82.3%)		995 (110.4%)	
元年度		7	24	25	30	79	222	44	35	50	124	3	30	387 (62.6%)		286 (75.9%)		673 (67.6%)	
2年度		12	38	45	63	62	67	79	82	105	174	31	47	287 (74.2%)		518 (181.1%)		805 (119.6%)	
3年度	通常	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	500	92	243	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13	66	212	3,006	3,006	1,750	2,041	4,756	5,047
	合計	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	513	158	455	(1047.4%)	(1047.4%)	(337.8%)	(394.0%)	(590.8%)	(627.0%)
4年度	通常	62	103	155	204	606	2,195	420	230	218	266	258	772	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	56	23	23	128	0	16	66	165	395	903	－	－	3,325	3,571	2,164	3,693	5,489	7,264
	合計	118	126	178	332	606	2,211	486	395	613	1,169	258	772	(110.6%)	(118.8%)	(123.7%)	(180.9%)	(115.4%)	(143.9%)
5年度	通常	215	320	454	702	1,966	3,671	2,012	2,528	2,712	3,460	339	1,385	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,328	7,328	12,436	12,436	19,764	19,764
	合計	215	320	454	702	1,966	3,671	2,012	2,528	2,712	3,460	339	1,385	(220.4%)	(205.2%)	(574.7%)	(336.7%)	(360.1%)	(272.1%)
6年度		570	688	888	1,224	3,108	9,356	2,193	1,123	1,803	830	－	－	15,834 (216.1%)		5,949 (47.8%)		21,783 (110.2%)	
7年度		473	1,251	2,393	2,131	3,425	7,603	6,378	2,901	887	50	132	50	17,276 (109.1%)		10,398 (174.8%)		27,674 (127.0%)	

上段:件数
下段:対前年度比

○交付決定件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月		10月～3月		合計	
27年度		13	21	26	23	32	34	25	37	42	51	37	2	149		194		343	
28年度		3	4	18	19	20	19	47	78	81	61	83	0	83 (55.7%)		350 (180.4%)		433 (126.2%)	
29年度		18	43	53	52	66	85	83	64	75	70	140	49	317 (381.9%)		481 (137.4%)		798 (184.3%)	
30年度		13	35	66	77	75	102	123	87	81	84	109	18	368 (116.1%)		502 (104.2%)		870 (109.0%)	
元年度		3	6	14	25	22	63	99	99	49	49	79	34	133 (36.1%)		409 (81.5%)		542 (62.3%)	
2年度		14	24	35	35	47	45	59	60	80	73	123	31	200 (150.4%)		426 (104.2%)		626 (115.5%)	
3年度	通常	49	59	52	48	79	288	981	806	620	387	364	95	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	12	18	575	575	3,253	3,284	3,828	3,859
	合計	49	59	52	48	79	288	981	806	620	388	376	113	(287.5%)	(287.5%)	(763.6%)	(770.9%)	(611.5%)	(616.5%)
4年度	通常	117	159	161	114	213	375	1,077	899	446	329	287	94	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	78	83	54	19	43	23	25	40	160	284	491	101	1,139	1,439	3,132	4,233	4,271	5,672
	合計	195	242	215	133	256	398	1,102	939	606	613	778	195	(198.1%)	(250.3%)	(96.3%)	(128.9%)	(111.6%)	(147.0%)
5年度	通常	193	447	373	413	524	949	1,938	1,950	2,306	2,231	1,910	172	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	81	69	35	5	4	0	0	1	2	0	0	0	2,899	3,093	10,507	10,510	13,406	13,603
	合計	274	516	408	418	528	949	1,938	1,951	2,308	2,231	1,910	172	(254.5%)	(214.9%)	(335.5%)	(248.3%)	(313.9%)	(239.8%)
6年度		819	1,184	1,143	1,246	783	763	726	713	6,913	3,056	1,198	57	5,938 (204.8%)		12,663 (120.5%)		18,601 (138.8%)	
7年度		472	952	1,251	1,434	1,066	970	1,175	1,208	6,874	3,212	802	55	6,145 (103.5%)		13,326 (105.2%)		19,471 (104.7%)	

令和7年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和8年3月31日時点

	令和7年									令和8年			局 別 合 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	22	67	109	104	175	505	116	0	0	0	0	0	1,098
02 青 森	2	9	16	27	11	50	107	119	0	0	0	0	341
03 岩 手	7	12	19	12	21	35	94	171	0	0	0	0	371
04 宮 城	11	18	33	21	48	214	42	0	0	0	0	0	387
05 秋 田	5	9	10	25	28	27	60	44	25	17	36	49	335
06 山 形	3	13	14	12	18	42	63	100	98	0	0	0	363
07 福 島	14	31	50	44	58	82	126	111	179	0	0	0	695
08 茨 城	6	17	38	34	63	194	99	0	0	0	0	0	451
09 栃 木	9	26	34	31	67	196	0	0	0	0	0	0	363
10 群 馬	8	17	29	26	35	69	58	48	34	33	96	1	454
11 埼 玉	17	39	60	73	79	163	350	0	0	0	0	0	781
12 千 葉	10	31	49	48	110	182	37	0	0	0	0	0	467
13 東 京	32	81	222	163	279	675	248	0	0	0	0	0	1,700
14 神奈川	11	48	85	75	128	317	88	0	0	0	0	0	752
15 新 潟	7	24	41	35	82	260	33	0	0	0	0	0	482
16 富 山	6	21	20	14	31	94	62	0	0	0	0	0	248
17 石 川	4	17	26	27	34	242	70	0	0	0	0	0	420
18 福 井	14	22	34	32	59	266	53	0	0	0	0	0	480
19 山 梨	4	7	22	13	17	24	48	84	0	0	0	0	219
20 長 野	19	26	43	48	56	232	32	0	0	0	0	0	456
21 岐 阜	19	27	46	49	76	163	153	0	0	0	0	0	533
22 静 岡	17	35	129	62	82	178	406	3	0	0	0	0	912
23 愛 知	40	94	234	175	355	579	568	0	0	0	0	0	2,045
24 三 重	5	15	38	29	45	68	101	135	0	0	0	0	436
25 滋 賀	8	16	33	37	52	150	42	0	0	0	0	0	338
26 京 都	16	23	49	53	71	102	117	179	2	0	0	0	612
27 大 阪	36	105	184	170	282	517	488	0	0	0	0	0	1,782
28 兵 庫	28	57	142	100	200	455	124	0	0	0	0	0	1,106
29 奈 良	6	19	35	24	45	57	112	94	0	0	0	0	392
30 和歌山	7	14	29	26	27	85	187	0	0	0	0	0	375
31 鳥 取	1	8	9	8	14	103	39	0	0	0	0	0	182
32 島 根	1	8	19	7	14	42	102	71	0	0	0	0	264
33 岡 山	7	31	33	45	55	76	99	210	0	0	0	0	556
34 広 島	7	28	44	50	80	181	297	0	0	0	0	0	687
35 山 口	10	17	31	21	39	130	145	0	2	0	0	0	395
36 徳 島	0	8	9	19	24	23	67	99	176	0	0	0	425
37 香 川	5	11	36	40	53	142	132	0	0	0	0	0	419
38 愛 媛	8	15	29	21	38	39	90	159	0	0	0	0	399
39 高 知	2	9	9	14	19	18	54	64	0	0	0	0	189
40 福 岡	16	67	99	113	151	231	476	368	0	0	0	0	1,521
41 佐 賀	2	7	27	32	49	66	121	113	0	0	0	0	417
42 長 崎	3	21	28	21	27	54	109	179	22	0	0	0	464
43 熊 本	1	16	25	44	41	42	43	101	210	0	0	0	523
44 大 分	7	19	36	37	46	60	74	105	139	0	0	0	523
45 宮 崎	3	9	29	17	28	44	93	90	0	0	0	0	313
46 鹿児島	1	15	14	25	37	86	215	0	0	0	0	0	393
47 沖 縄	6	22	43	28	76	43	138	254	0	0	0	0	610
合 計	473	1,251	2,393	2,131	3,425	7,603	6,378	2,901	887	50	132	50	27,674